

令和2年3月10日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」
に対する意見について

令和2年1月10日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2020年3月10日

「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見について

NO	頁	該当箇所	意見
1	25	第4 遺産の管理と遺産分割 3 遺産分割手続の申立て等がされないまま長期間が経過した場合に遺産を合理的に分割する制度 (2) 分割方法等 (注1) 後段	<ul style="list-style-type: none"> ・「預貯金債権については、相続開始から10年を経過したときは、遺産分割手続又は共有物分割（準共有物分割）の手続を経ずに、法定相続分（指定相続分）の割合により当然に分割される」という考え方が示されているが、以下の理由から、反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ①上記考え方は、共同相続された預貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる旨判示した平成28年12月19日最高裁大法廷決定を覆すものであり、本決定後の現行実務に混乱を生じさせるものである（同決定以降、「遺言や遺産分割協議、家庭裁判所の調停・審判等により預金等の相続財産の承継方法が定まっていない状態で、一部の相続人から法定相続分の払戻等を請求された場合、原則として応じない」手続となっているが、上記考え方どおりの制度となれば、「一定の期間経過後」に一部の相続人から法定相続分の払戻等を請求された場合、銀行はこれに応じる必要がある）。 ②上記最高裁決定でも示されているとおり、預貯金債権は「具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産」であるところ、上記考え方はこれを否定することになる。 ③上記考え方は所有者不明土地問題の解決のために必須な内容とはいえ、むしろ相続法改正の文脈で議論すべき内容である。
2	25	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に上記考え方を制度化するのであれば、要件に主観的要素を盛り込まないこと（起算点を「相続を知ったときから」とする等）や、銀行が払戻請求者たる相続人に口頭で遺産分割等手続が未済である旨を確認すれば、実際には当該手続がなされていた場合でも（特に銀行が遺産分割等手続が実施されたと疑いを持つべき事情がなければ）銀行は準占有者弁済を主張できるかといった論点を整理する等配慮いただきたい。

NO	頁	該当箇所	意見
3	25	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・また、上記考え方について、各相続人は、個々の債権について法定相続分（指定相続分）の割合に応じて取得することを確認したい。例えば、A 銀行と B 銀行に預金が各 100 万円ある場合、法定相続分が 1/2 である相続人が取得するのは、A 銀行に存する預金の 1/2 である 50 万円と B 銀行に存する預金の 1/2 である 50 万円であることを確認したい。

以 上